

お客様各位

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴うご案内

初秋の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

平成29年10月 1日付けにて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が施行されます。

法改正の対象となる廃棄物に関しては処分方法が変更となる場合がございます。その際には事前に契約書又は覚書の取り交わしが必要です。

一部改正の内容

産業廃棄物の品目に水銀を含む廃棄物が2種類追加されます。

① 水銀使用製品産業廃棄物 (対象となる廃棄物 : ガイドラインP. 61参照)

② 水銀含有ばいじん (対象となる廃棄物 : ガイドラインP. 41参照)

【対象製品例：ボタン電池類、蛍光灯、水銀灯、気圧計、湿度計、水銀体温計、圧力計 他】

※今までは通常の廃棄物として排出できましたが、改正後は他の廃棄物と区分して排出しなければいけません。

★詳しくはインターネットよりご検索下さい ⇒【水銀廃棄物ガイドライン 環境省】

上記廃棄物について、法律の改正により弊社では選別・破砕の中間処理が出来なくなりました。それにより中間処理することなく、管理型最終処分場にて処理を行うか、特定製品(※1)については水銀回収の出来る施設にて処理を行うこととなります。

※1 ①水銀使用製品産業廃棄物の内、環境省の指定する製品(ガイドラインP. 85)については、水銀回収の出来る処分施設にて処理を行わなければいけません。

本件ご案内だけでは分かりづらい点が多々あるかと思えます。ご不明な点、ご質問などございましたらお気軽に弊社事務所までお問い合わせください。

株式会社 塵芥センター
事業統括部 営業課
TEL 087-886-3040